

令和 6 年度いじめ認知件数 及び 令和 7 年度の方針について

新潟県立出雲崎高等学校

1 令和 6 年度いじめ認知件数

12 件 （ 前年度比 30%減少 ）

【参考 1】いじめの定義 （いじめ防止対策推進法第 2 条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- （直接いじめ） ・ 誰かを冷やかしたり、からかったり、嫌なことを言う。
・ わざとぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったるする。
・ 金品をたかったり、物を壊したりする。
- （間接いじめ） ・ 誰かを仲間はずれにする。
・ 誰かを集団で無視する。
- （ネットいじめ） ・ スマホ等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込み、発信する。

【参考 2】いじめ類似行為とその扱い

新潟県では「新潟県いじめ等の対策に関する条例」において、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものを「いじめ類似行為」と捉え、これもいじめと同様に扱う。

2 令和 7 年度の方針について

- （１）誰もが安心して学べる「魅力ある学校づくり」を進めることが、いじめの起きにくい安全・安心な学校づくりに繋がるとの認識のもと、教育実践に努める。
- （２）ルールの定着を図り、安全・安心な学校づくりを進め、仲間との助け合い、支え合いを奨励し、交流や承認のある集団づくりに取り組む。
- （３）生徒を丁寧にアセスメントし、成長支援や適応支援を図るように、指導・支援に取り組む。